

佐賀県立学校の管理に関する規則及び佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

#### 佐賀県教育委員会規則第四号

佐賀県立学校の管理に関する規則及び佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(佐賀県立学校の管理に関する規則の一部改正)

**第一条** 佐賀県立学校の管理に関する規則(昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(統括事務長等)」に改め、同条第一項中「学校に」の下に「統括事務長又は」を加え、同条第二項中「事務長」を「統括事務長及び事務長」に改める。

(佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

**第二条** 佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則(昭和三十五年佐賀県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表の事務職員の項中「事務長」を「統括事務長、事務長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。